



葛飾区行政評価委員会 第1回全体会

「行政評価委員会の概要について」

政策経営部 政策企画課

平成29年6月29日

目次

| | |
|--------------|---|
| 1 行政評価制度の概要 | 2 |
| 2 行政評価委員会の概要 | 6 |

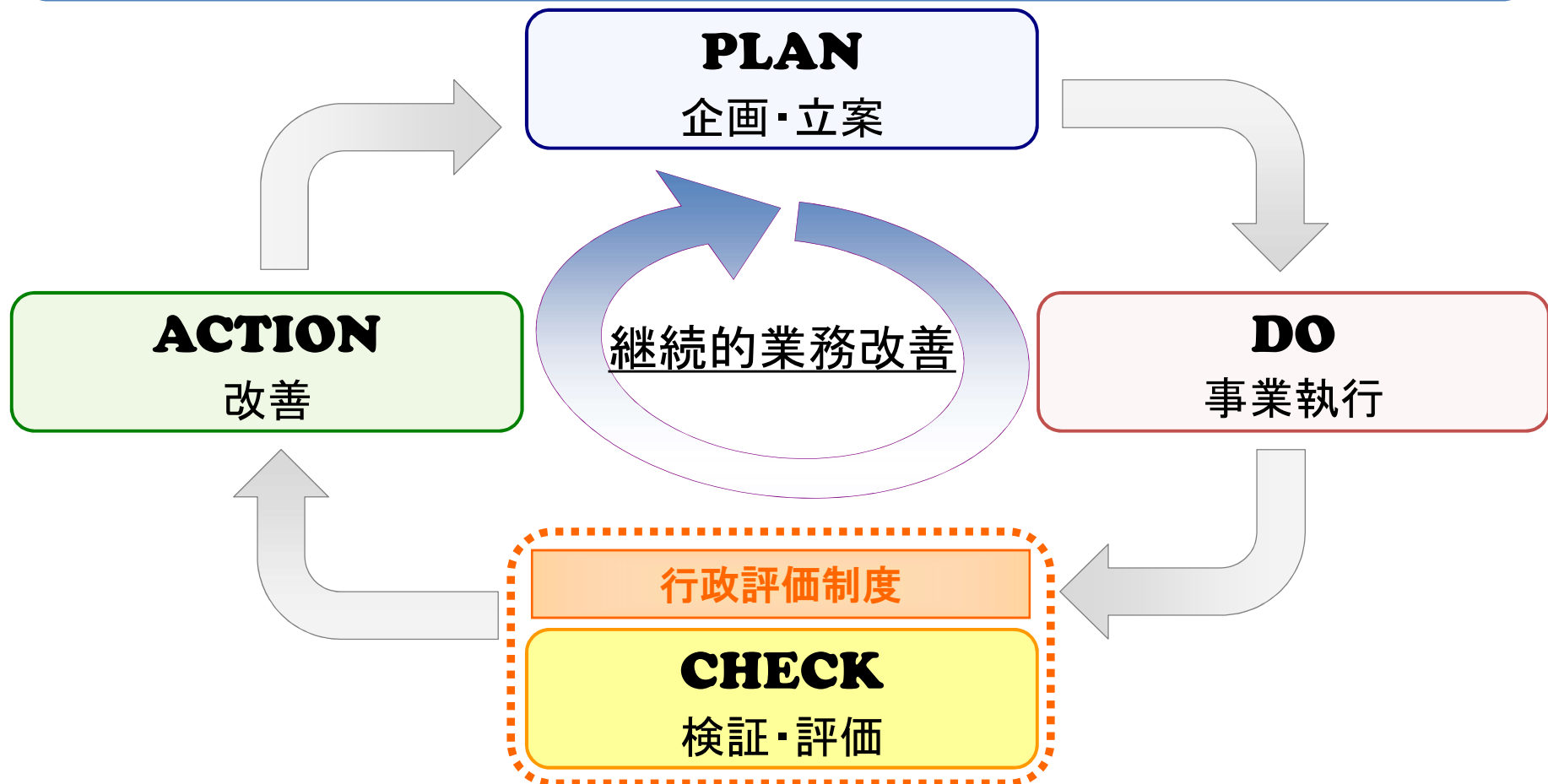
1 行政評価制度の概要
行政評価制度とは

行政評価制度とは

- 区の仕事が「誰のために」、「何を目的」としたものなのか、
「いつまでに実現するのか」、目的・目標を明確にしながら、
その仕事が「どれだけ区民の役に立っているのか」等を
区民の視点に立って評価していくものです。

1 行政評価制度の概要 PDCAサイクル

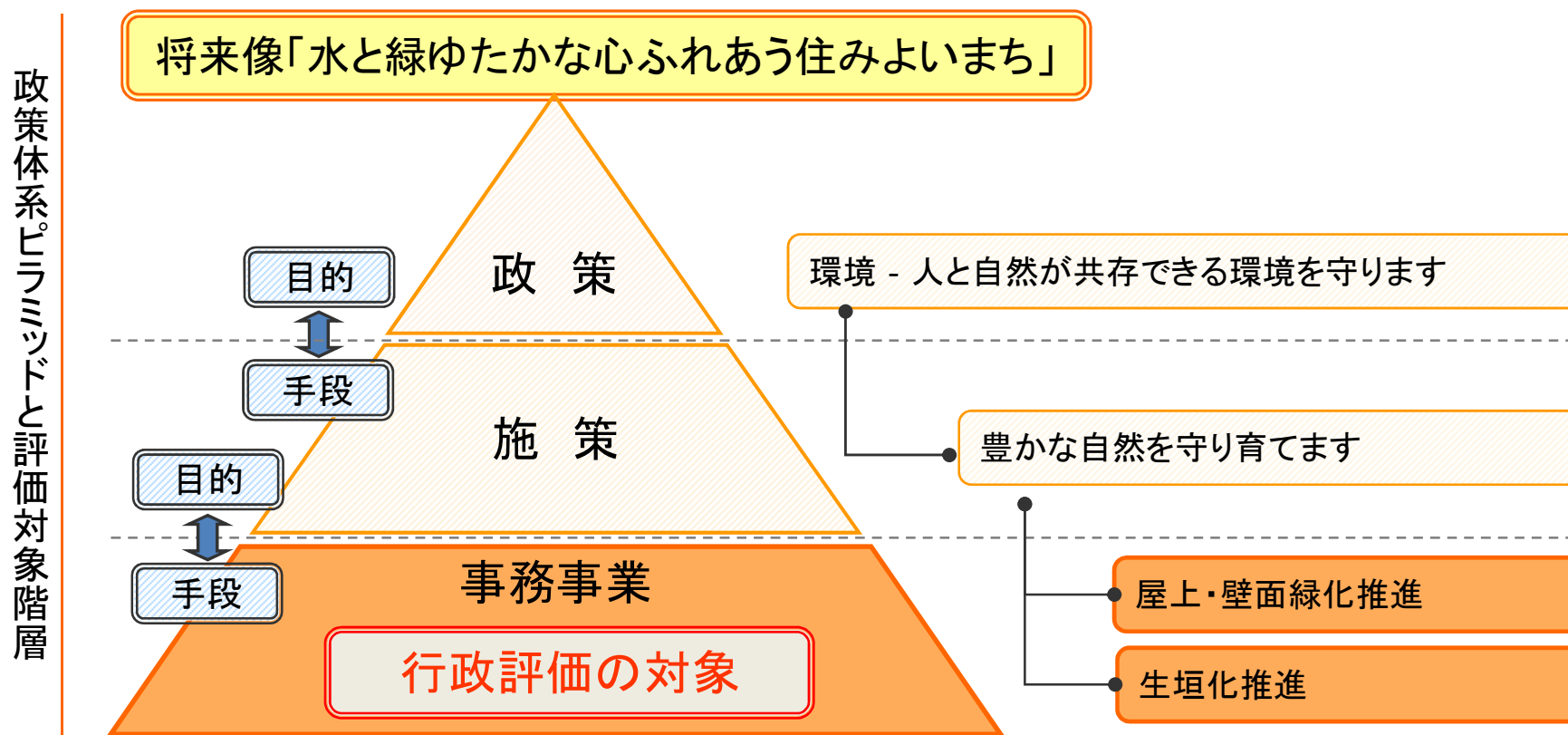
- 行政活動は、継続的な改善を行うためにPDCAサイクルに沿って行われています。
- 行政評価制度は、PDCAサイクルの中核である“CHECK(検証・評価)”の機能を担っています。



1 行政評価制度の概要

評価対象

- 葛飾区では、行政活動を階層的に整理した政策体系のうち、“事務事業”を対象として行政評価を実施しています。
- 原則として、全ての事務事業（一部庶務的な事務等は除外）が対象となります。
- 前年度（今年度は平成28年度）に実施した事務事業について評価を行います。



1 行政評価制度の概要

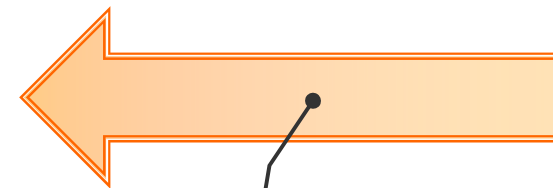
自己評価と外部評価

- 葛飾区の行政評価制度は、自己評価と外部評価に分けられます。
- 自己評価は、全ての事務事業(一部庶務的な事務等は除外)についての評価を各所管部で行うのに対し、外部評価は、各部が課題があるとして選定した事務事業について、区民のみなさんで構成される、行政評価委員会で評価を行います。

| 評価の流れ | 評価主体 | 概要 | 実施時期 |
|-------|---------|--|------|
| 自己評価 | 所管部 | 全事務事業について、実施状況の把握や実績の分析、評価を行います。 | 5～7月 |
| 外部評価 | 行政評価委員会 | 行政評価委員会のみなさんに、区民の代表として評価を実施していただきます。 | 7～8月 |
| 公表 | — | 確定した評価は、議会(第3回定例会)へ報告した後、区公式ホームページ等で公表します。 | 10月 |

2 行政評価委員会の概要 設置目的と概要

- 区が抱える課題について、区民の視点から評価を得ることで、事務事業の効果的・効率的な課題解決を図ることを目的として、行政評価委員会を設置しています。
- 行政評価委員会は区からの諮問を受け、成果向上策や改善策の検討を行い、諮問に対する答申を行います。

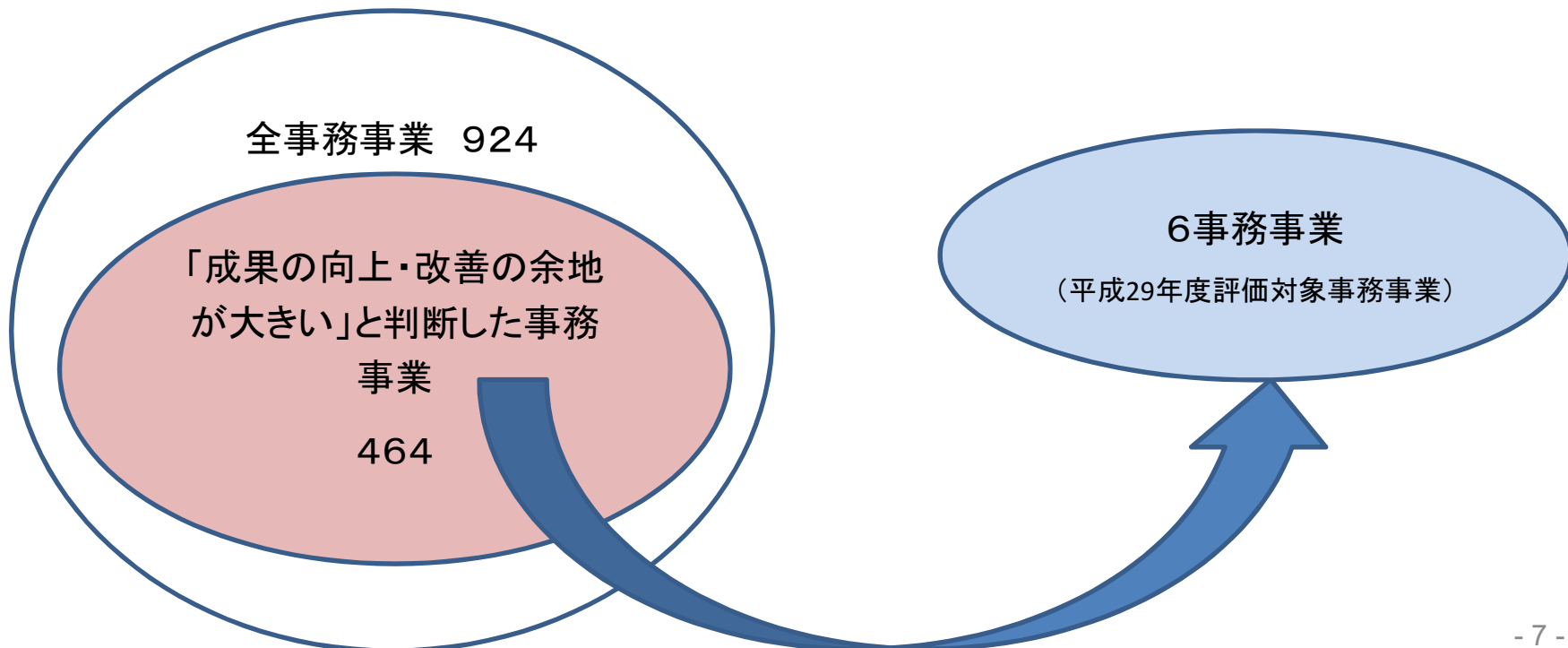


区民のみなさんの日常の視点から評価をし、成果向上策や改善策の検討をしていただきます。



2 行政評価委員会の概要 評価対象事務事業

- ▶ 外部評価の対象となるのは、全事務事業（一部庶務的な事務等は除外）のうち、区が「成果の向上・改善の余地が大きい」と判断した事務事業です。
- ▶ 平成29年度行政評価委員会の評価対象事務事業は「成果の向上・改善の余地が大きい」と判断した事務事業の中から、各部が事業のあり方や、今後の方向性について改善を図りたいと考える事務事業を選定し、決定しました。
※平成30年度からは、行政評価委員会の意見を参考とした上で、区が評価対象事務事業を選定し、決定します。



2 行政評価委員会の概要

「成果の向上・改善の余地が大きい」と判断した事務事業

- 区が実施する924事務事業のうち、区が「成果の向上・改善の余地が大きい」と判断した事務事業は、464事務事業あります。
- 以下の基準により、「成果の向上・改善の余地が大きい」と判断しました。

該当するもの

- 成果指標(※)を設定できる事務事業
 - 事務事業目的の達成のために、見直しの余地が大きい事務事業
(例)・区が実施するイベント系の事業
 - ・相談・助言関連事業
 - ・指定管理事業(指定管理者公募の1年前のみ評価)
 - 課題がある事業
- ※成果指標・・・事務事業の目的をどの程度達成できているかを客観的に測るための指標

該当しないもの

- 毎年度方針を見直すことが困難な事業
(例)・高齢者・障害者への物品助成等の助成事業
 - ・イベントの助成事業
 - ・物品の維持管理事業
 - ・街づくり事業
- 事業を実施すること自体が課題解決に直結し、事業内容の見直しの余地が小さいもの
(例)・表彰、貸付、調査、補償、保険関連の事業

該当/非該当の区分は、状況変化に応じて見直します。

2 行政評価委員会の概要 平成29年度の評価対象事務事業

- 今年度の評価対象事務事業は、区が「成果の向上・改善の余地が大きい」と判断した事務事業の中から、以下の基準により区が選定しました。
- ①事務事業のあり方や方向性について、提言を得た上で改善していきたいもの
 - ②明確な課題があり、解決策の考え方、妥当性について評価を得たいもの

| 分科会 | 評価対象事務事業名 | 所管部 | 所管課 |
|-------|------------------|----------|----------|
| 第一分科会 | かつしか少年キャンプ | 教育委員会事務局 | 地域教育課 |
| | ごみ減量・清掃フェアかつしか | 環境部 | リサイクル清掃課 |
| | エイズ・性感染症対策 | 健康部 | 保健予防課 |
| 第二分科会 | 介護予防・生活支援サービス事業 | 福祉部 | 高齢者支援課 |
| | ひとり親家庭自立支援（就労支援） | 子育て支援部 | 子育て支援課 |
| | 葛飾区認定製品販売会事業 | 産業観光部 | 商工振興課 |

2 行政評価委員会の概要

行政評価委員会の全体スケジュール

- ▶ 約2ヶ月にわたってそれぞれの分科会を6回ずつ開催し、事務事業の評価を行い、第2回全体会において、評価結果を区長に答申します。
- ▶ 今年度から、次年度の評価対象事務事業の選定を、以下のスケジュールで進めていく予定です。

| 日程 | 会議名 | 内容 | 平成30年度評価対象事務事業の選定 |
|---------------|-----------------------|--|-------------------|
| 6月29日 | 第1回全体会 | 委員委嘱、行政評価委員会に関する説明等 本日 | アンケートの配付 |
| 7月上旬～ 8月中旬 | 全12回の分科会 (6回×2分科会) | 6事務事業の評価(3事務事業×2分科会) | |
| 8月21日 | 第2回全体会 | 評価結果の確定、区長への答申 | アンケートの回収 |
| 2月中旬 | 第3回全体会 | 評価結果に対する区取組報告 | 評価対象事務事業(案)の報告 |

2 行政評価委員会の概要 分科会での評価の流れ

- 行政評価委員会では、2つの分科会に分かれて、全6回の分科会の中でそれぞれ3事務事業の評価を実施します。
- 事務事業ヒアリングを実施したのち、事務事業評価を実施します。評価結果は第6回分科会で答申案として取りまとめます。
- 答申案は第2回全体会において確定します。

1 事務事業ヒアリング

所管課が作成した資料や所管課からの説明、質疑応答などを通して、事務事業についての理解を深めます。事務事業によっては視察も行います。

2 事務事業評価

事務事業の実績状況や今後の改善策について、委員会で議論を行います。

3 答申案のとりまとめ

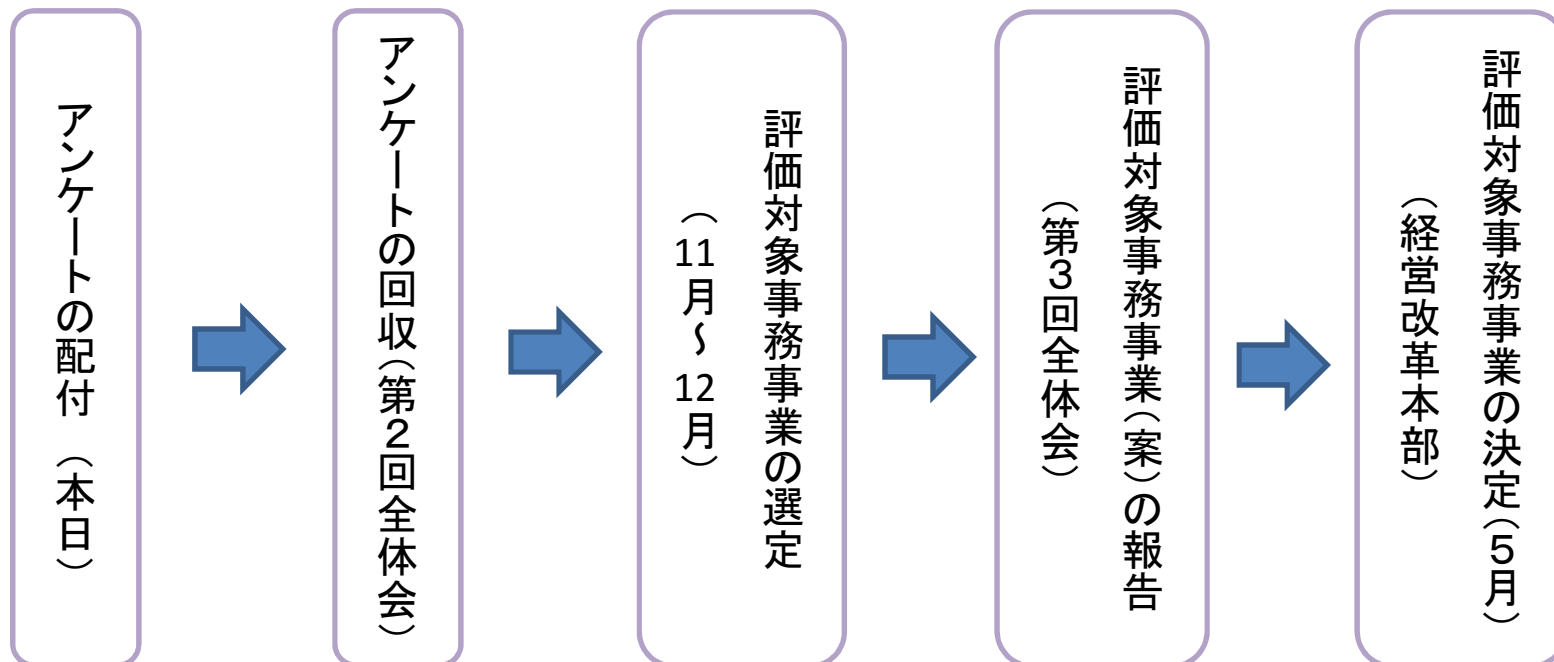
意見を分科会の答申案として取りまとめます。

各分科会で取りまとめた答申案は、第2回全体会において確定します。

2 行政評価委員会の概要

平成30年度以降の評価対象事務事業の選定

- ▶ 平成30年度以降は、区が行政評価委員会委員の意見を参考とした上で、評価対象事務事業の選定を行い、決定します。
- ▶ 今年度の行政評価委員会のみなさんを対象としてアンケートを配付し、平成30年度に評価対象とすべき施策についてのご意見をいただきます。
- ▶ アンケート結果を基に、以下のスケジュールで区が事務事業の選定を行い、決定します。



平成29年度 行政評価委員会評価表

| | | | |
|-----|----------|-----|--------|
| 事業名 | 骨粗しょう症検診 | 担当部 | 健康部 |
| | | 担当課 | 健康づくり課 |

基本情報

| | | | |
|-------|---|----|-----------------------------------|
| 施策番号 | 0103 | 施策 | 生活習慣病について知ることで、区民自らが健康管理できるようにします |
| 事業の目的 | 骨粗しょう症を早期発見し、早期治療に結びつける。日常生活習慣の改善や健康意識を向上させる。 | | |

| | |
|------|---|
| 実施内容 | <p>骨粗しょう症は、年齢や性別、遺伝、体質の他、食生活や運動不足、喫煙、過度の飲酒等の生活習慣が関係して発症するが、発症しても初期症状はない。また、症状が進行し骨がもろくなっている状態で転倒し大腿骨頭部等を骨折すると、長期入院や歩行障害、寝たきりになる可能性もある。そのため、骨密度を測定し、骨の強度を判定することで、骨粗しょう症の早期発見・早期治療に繋げる。</p> <p>①対象者：区内在住の18歳以上の方 ②実施期間：通年(年間15回、各回定員60名。検査日は、前月15日号の「広報かつしか」に掲載し、周知) ③申込方法：電話での予約受付。 ④実施場所：葛飾区保健所(「健康プラザかつしか」内) ⑤実施方法：エックス線照射により骨密度を測定。併せて、骨粗しょう症の予防方法に関するパンフレットを配布。 ⑥受診料：有料(1,120円) ⑦受診結果：1週間以内に検査結果を郵送する。</p> |
|------|---|

実績情報

| 成果指標 | | | | | | | | |
|----------|--|------------|----|----|------|------|------|------|
| 目標・実績 | 指標 | 指標の根拠 | 単位 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 要精密者率 | 要精密者数÷受診者数 | % | 目標 | 1.8 | 1.8 | 1.8 | 1.6 |
| | — | — | — | 実績 | 1.7 | 1.4 | 1.0 | — |
| 実績の評価・分析 | 平成25年度までは年間22回実施していたが、定員60名に対し受診者数が平均約30名と少なかったことから、平成26年度から年間15回の実施に変更した。これに伴い、平成26年度以降の各回平均受診者数は約50名に増加したが、各回ともに定員を下回る状況が続いている。また、男女ともに、骨密度の低下が懸念され、早めの対策が必要な40代・50代の受診者数は、60代・70代に比べ少ない傾向にある。平成25年度以降の要精密者率は全体的に減少しているものの、男性受診者では、女性受診者に比べ高い水準にある。また、受診者の半数程度が、「要注意」・「要精密」の結果である。このことから、広く区民に本検診の実施や骨粗しょう症の早期発見・早期治療の必要性を周知して受診者数の拡大を図るとともに、健康寿命の延伸を図るため、検診結果に基づき、医療機関の受診や生活習慣の改善を促していく必要がある。 | | | | | | | |
| | 平成25年度以降の要精密者率は全体的に減少しているものの、男性受診者では、女性受診者に比べ高い水準にある。また、受診者の半数程度が、「要注意」・「要精密」の結果である。このことから、広く区民に本検診の実施や骨粗しょう症の早期発見・早期治療の必要性を周知して受診者数の拡大を図るとともに、健康寿命の延伸を図るため、検診結果に基づき、医療機関の受診や生活習慣の改善を促していく必要がある。 | | | | | | | |

| 活動指標 | | | | | | | | |
|-------|------|-------|----|----|-------|------|------|------|
| 目標・実績 | 指標 | 指標の根拠 | 単位 | 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| | 受診者数 | — | 人 | 目標 | 1,300 | 750 | 750 | 750 |
| | — | — | — | 実績 | 642 | 662 | 731 | — |
| | — | — | — | 目標 | — | — | — | — |
| | — | — | — | 実績 | — | — | — | — |
| | — | — | — | 目標 | — | — | — | — |
| | — | — | — | 実績 | — | — | — | — |

事業選定の際に選択した基準「①あり方」「②課題」のいずれかを記載しています。

所管課が、行政評価委員会で評価してもらいたいと考える点を記載しています。

評価の視点
①あり方
②課題

① 区で現在行っている骨粗しょう症検診は、腕にエックス線を照射し骨密度を測定するDXA法を採用している。DXA法による測定は、精度が高く骨密度測定の標準ではあるが、エックス線を使用するため、放射線管理区域以外での測定は行えず、また、測定者も放射線技師(区職員)に限られる。そのため、区では、放射線管理区域があり、放射線技師が常駐する葛飾区保健所にて、日時を限定して検査を実施しているが、受診者は各回の定員を下回っている。

所管課の見解
改善

現在、葛飾区保健所において実施しているDXA法の測定器は、平成17年4月から平成23年3月までリース契約をしていたが、リース期間終了後、区の備品として継続使用している状況である。今後は、超音波による持ち運び可能な測定器を導入し、地域に出向き、保健指導や栄養指導も行う出張検診や血管年齢測定等と合わせた出張健康講座で活用することで、区民の利便性を向上させるとともに事業内容の充実を図り、受診者の拡大を目指したい。さらに、区民が気軽に骨密度を測定する機会を増やすことで、自身の骨や骨密度に関心を持っていただき、日常生活習慣の改善や健康意識の向上につなげていきたい。

所管課が考える大まかな方向性を、「改善」「継続」「廃止」のいずれかの評語から選択して記載しています。

コスト内訳(決算)(千円)

| 項目 | | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
|----|---------|-------|-------|-------|-----------|
| 収入 | 特定国庫支出金 | | | | |
| | 都道府県支出金 | | | | |
| | その他 | 719 | 741 | 819 | 一般健康相談使用料 |
| | 一般財源(a) | 2,054 | 1,882 | 1,320 | |

所管課が考える大まかな方向性を踏まえ、取り組んでいきたい事項を記載しています。

| 事業費 | 直接事業費(b) | 359 | 365 | 276 | |
|--------------------|-----------|-------|-------|-------|------------------------|
| | | 312 | 281 | 226 | 骨粗しょう症パンフレット、プリンタートナー他 |
| | | 5 | 39 | 6 | 検査申込書、結果通知用封筒印刷 |
| | | 42 | 45 | 44 | 結果通知郵送料 |
| 人件費等 | 職員人件費(c) | 2,414 | 2,258 | 1,863 | |
| | | 2,414 | 2,258 | 1,863 | |
| | 人件費 | 0.32人 | 0.40人 | 0.35人 | |
| | 再雇用職員 | 0.00人 | 0.00人 | 0.00人 | |
| | 間接費(d) | 0 | 0 | 0 | |
| | 調整額(e) | 285 | 36 | 85 | |
| | 減価償却費 | | | | |
| | 金利 | | | | |
| | 退職給与引当 | 285 | 36 | 85 | |
| | (控)コスト対象外 | | | | |
| トータルコスト(f=b+c+d+e) | | 3,058 | 2,659 | 2,224 | |

コストの主な内訳について記載しています。

平成27年度と平成28年度を比較し、コスト増減が大きなものについて主な理由を記載しています。

| 単位あたりコスト | 項目 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 主な理由 |
|----------|----------------|-----------|--------|--------|--|
| | 単位の定義(単位) | 延べ受診者数(人) | | | 平成28年度は平成27年度に比べて、受診者数が増加したため、単位当たりのコストが低下した。検査申込書は2年分まとめて印刷しているため、平成28年度は印刷がなかった。 |
| | 実績数値(g) | 642 | 662 | 731 | |
| | 単位あたり区コスト(a/g) | 3,199円 | 2,843円 | 1,806円 | |
| | 単位あたりコスト(f/g) | 4,763円 | 4,017円 | 3,042円 | |

行政評価委員会評価表のコスト内訳について

| 項目 | | 説明 |
|----------|--|--|
| 収入 | ①国庫支出金 | 年度中に収入した国庫負担金・国庫補助金・国庫委託金の決算額を記載しています。 |
| | ②都道府県支出金 | 年度中に収入した都負担金・都補助金・都委託金の決算額を記載しています。 |
| | ③その他 | 年度中に収入した使用料・手数料・受託事業収入・基金繰入金等、①及び②以外の特定財源の決算額を記載しています。 |
| | ④一般財源 | 内訳は、⑤「直接事業費」＋⑥「職員人件費」＋⑨「間接費」－（①「国庫支出金」＋②「都道府県支出金」＋③「その他」）です。 |
| 支出 | ⑤直接事業費 | 各年度の決算額を記載しています。 |
| | ⑥職員人件費 | 内訳は、⑦「人件費」＋⑧「再雇用職員」です。 |
| | ⑦人件費 | 正規職員及び再任用職員の人件費です。 「人」欄には、正規職員と再任用職員の合計人数を記載しています。 「千円」欄には、正規職員数及び再任用職員数について、それぞれの人数に、それぞれの人件費単価を乗じた額の合計額を記載しています。 |
| | ⑧再雇用職員 | 再雇用職員の人件費です。 「人」欄には、再雇用職員の人数を記載しています。 「千円」欄には、再雇用職員数に人件費単価を乗じた額を記載しています。 |
| | ⑨間接費 | ⑤「直接事業費」に含まれていない専門非常勤職員・臨時職員・人材派遣等の活用に係る決算額を記載しています。 |
| | ⑩調整額 | 内訳は、⑪「減価償却費」＋⑫「金利」＋⑬「退職給与引当金」－⑭「コスト対象外」です。 |
| | ⑪減価償却費 | 建物取得費用の90%を耐用年数（50年）で除した額を記載しています。 |
| | ⑫金利 | 事務事業の資金調達に特別区債を活用し、未完済の場合に、未償還金に課される金利額を記載しています。 |
| | ⑬退職給与引当金 | 正規職員の退職給与引当です。 正規職員数に退職給与引当単価を乗じた額を記載しています。 |
| | ⑭コスト対象外 | 年度中に発生した建物の取得費用及び貸付金該当額を記載しています。 |
| ⑮トータルコスト | 内訳は、⑤「直接事業費」＋⑥「職員人件費」＋⑨「間接費」＋⑩「調整額」です。 | |

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 単位あたりコスト | 特定の単位に対してどの程度のコストを要したかを把握するためのものです。 |
| ①単位の定義 | 単位あたりコストを算出するための、「単位の定義」を記載しています。 |
| ②実績数値 | ①「単位の定義」の実績値を記載しています。 |
| ③単位あたり区単コスト | 単位あたりどの程度の一般財源を投入したかを把握するために設定しています。 |
| ④単位あたりコスト | 単位あたりどの程度のコストを要したかを把握するために設定しています。 |

| 項目名 | 内容説明 |
|----------|--|
| 委員報酬 | 1. 執行機関たる委員会の委員及びその他の委員の報酬 2. 付属機関たる委員会等の委員及びその他の委員の報酬 |
| 非常勤職員報酬 | 上記以外の非常勤職員の報酬 |
| 社会保険料 | 健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労働者災害補償保険料、児童手当拠出金等 |
| 一般賃金 | 第1種臨時職員の賃金及び労働者の労賃並びにそれらの加給 |
| 報償費 | 発令を要しない随時的な事務又は業務に対する謝礼金（弁護士の手当料、原稿料、原画料等）、香華料及び弔慰金等、区民税等の納期前納付奨励金、徴税実態調査費、賞賜金、買上金等 |
| 費用弁償 | 区議会議員、委員会の委員、非常勤の監査委員等に対して、その職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付で、実費弁償の性格を持つ。 |
| 普通旅費 | 職員の旅費に関する条例等に規定する旅費（日額旅費、赴任旅費及び乗車券・回数券等をもって旅費の支給に代える場合を除く） |
| 消耗品費 | 事務用品等消耗品（物品名鑑の分類による、2万円未満の物品） |
| 印刷製本費 | 印刷費—文書、図面、パンフレット、チラシ、賞状、案内状等 製本費—伝票、帳簿、書類等の製本代等 |
| 修繕料 | 物品の修繕、整備、戸車、ドアノブ、蛇口等の軽易な補修、バッテリーの充電料、畳の取替、綿の打ち直し、消火器の薬品詰替え、自動車の整備料等 |
| 賄費 | 診療所の患者、保育園、老人ホーム、保護施設等における賄用材料及び飲食物購入費、非常炊出し |
| 燃料費 | 動力用、暖房用、炊事用、その他各種燃料購入費 |
| 光熱水費 | 電気、ガス、上下水道使用料（計器類の借上費を含む） |
| 食料費 | 会議用、式日用及び接待用の飲食物購入費 |
| 通信運搬費 | 郵便料（切手、はがき、小包、速達料等）、電信料（電報料、電話料、電話加入料等）、運搬料（物品・動物・汚物等の運搬料、人の輸送料等） |
| 広告料 | 宣伝勧奨広告料（新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス・停留所・浴場等の広告掲示料、スライド映写料、折込広告料、放送料＜制作費を含む＞、アドバルーン、電光ニュース等） |
| 手数料 | 特定の個人等からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費。公金取扱手数料、地方債取扱手数料、売捌手数料、鑑定料、収入証紙代、手数料として使用する収入印紙代、登記手数料、自転車防犯登録手数料、庁舎等清掃（単発で行う受水槽・高架水槽の清掃含む）等 |
| 筆耕翻訳料 | 筆耕料（浄書、印書料、謄写原紙・タイプ原紙の製版料等）、翻訳料、速記料、手話通訳料等 |
| 保険料 | 動産・不動産の火災保険料、自動車損害賠償保険料等 |
| 委託料 | 調査委託料、装飾委託料、芸能委託料、測量委託料、映画・ビデオ製作委託料、設計及び監理委託料、映写委託料（映画館で行うものは含まず）、埋火葬委託料、各種設備保守委託料（消火設備、電気設備、空調設備、電話交換機、ボイラー、浄化槽、エレベーター、自動ドア等）、警備業務委託料 |
| 自動車借上料 | 自動車借上料（有料道路通行料、駐車料金を含む） |
| 使用料及び賃借料 | 入場料、施設使用料、有料道路通行料、駐車場使用料、特許権・著作権使用料、土地・家屋（敷金含む）、会場、船舶（20t以下の小船含む） |
| 工事請負費 | 土木工事、建築工事等で、新たな構造物・設備等を設置するもの及び現状の施設機能を向上させるもの。また、1件130万円（消費税含む）以上の建物・設備の復旧、改修及び増設等。 |
| 原材料費 | 工食用、生産用、修繕用、改造用、職業訓練用の原材及び材料。セメント、鋼材、砂利、木材（足場用資材、型枠材料を含む）、自動車、船舶、機械、器具等の部品。 |
| 権利購入費 | 地方自治法第238条第1項第4号及び5号の規定によるもの及び借地権の購入 |
| 土地購入費 | 土地及び土地の定着物の購入 |
| 備品費 | 物品名鑑による2万円以上の備品の購入。（軽易な据付費を含む。） |
| 負担金 | 各種協議会、講習会等の分担金、会費。職員共済組合業務費負担金、電気・ガス・水道等工事負担金等 |
| 補助金 | 地方自治法第232条の2による補助金等 |
| 交付金 | 互助組合交付金（特別のみ）、敬老祝金、他自治体等に対する災害見舞金、示談金等任意の見舞金 |
| 扶助費 | 生活保護法、児童福祉法、結核予防法及び学校給食法、教育奨励等による支出金 |
| 貸付金 | 生業資金、育英資金等の貸付金 |
| 償還金 | 公債償還金、借入金の返済金、国庫支出金返納金（延滞料含む）、過誤納金の還付金等 |
| 積立金 | 基金、その他の積立金 |
| 公課費 | 地方公共団体が、一般私人と同様に公租公課を支払う場合の経費 |
| 繰出金 | 一般会計と特別会計間の予算充用、基金への繰出等 |

行政評価委員会評価表の項目について

1 「今後の方向性」における評語について

(1) 評価の視点

所管課が事業を選定する際に、以下の2つの基準を使用しています。

- ①・・・事務事業のあり方や方向性について、提言を得た上で改善していきたいもの
 ※効率化の観点から再構築や廃止等を検討している事業
 ※事業の積極的な拡大を検討している事業 など
- ②・・・明確な課題があり、解決策の考え方、妥当性について評価を得たいもの
 ※成果指標の実績値が低下している、目標値が達成させていない事業
 ※環境の変化等により、今後の事業展開に課題を抱えている事業 など

(2) 所管課の見解

所管課が考える大まかな方向性について、以下の3つの評語を使用しています。

- ・**改善**・・・成果の向上やコストの削減を図るため、手段を改善するもの
 ※投入するコスト、人員の拡大や削減、手段の充実や縮小化
 ※手続きの簡素化や執行方法の見直し
 ※他の事業と統廃合、手法を大きく変更する など
- ・**継続**・・・現状の手法で一定の成果をあげられており、現在の形で継続するもの
 ※コストを削減する余地が少ない事業など
- ・**廃止**・・・事業の果たす役割がすでに終了しているなど、事業を廃止するもの
 ※参加者が著しく減少している、事業費投入に対する成果が見られないなど

2 「コスト内訳」における人件費について

(1) 業務量の算出について

各課が所管する事務事業の業務量を算出するために「業務量クロス表」を作成しています。職員ごとの合計業務量が1.00となるように、各事務事業の業務量を配分しています。

(2) 例：下表から事務事業Aの人件費を算出した場合

$$0.70 \text{人 (業務量)} \times 7,900 \text{千円 (平均人件費単価)} = 5,530 \text{千円 (人件費)}$$

| | 職種 | 事務事業A | 事務事業B | 事務事業C | 事務事業D | 事務事業E | 庶務事務 | 各職員ごと計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 職員A | 事務 | 0.20 | 0.10 | | 0.40 | 0.30 | | 1.00 |
| 職員B | 事務 | 0.40 | | | 0.30 | 0.30 | | 1.00 |
| 職員C | 事務 | 0.10 | | 0.20 | 0.30 | | 0.40 | 1.00 |
| 職員D | 事務 | | 0.80 | | | | 0.20 | 1.00 |
| | 事業ごと計 | 0.70 | 0.90 | 0.20 | 1.00 | 0.60 | 0.60 | 4.00 |

【実績コストの推移】

(千円)

| | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 正規職員平均人件費単価 | 7,900 | 7,900 | 7,900 |
| 再任用職員平均人件費単価 | 3,800 | 3,800 | 3,800 |
| 再雇用職員平均人件費単価 | 2,900 | 2,600 | 2,500 |
| 退職給与引当単価 | 200 | 650 | 900 |

葛飾区基本計画における施策体系

資料4-⑥

| 政策 | 施策 | 施策番号 | |
|----|--|--|------|
| 1 | 健康—生涯にわたり健康に暮らせるようにします | | |
| | 01 | 地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します | 0101 |
| | 02 | 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます | 0102 |
| | 03 | 生活習慣病について知ることで、区民自らが健康管理できるようにします | 0103 |
| | 04 | 食育を通じて、心身ともに健康で豊かに生活できるようにします | 0104 |
| 2 | 医療—必要な医療を受けられるようにします | | |
| | 01 | 医療機関との連携を図り、必要な医療を提供できるようにします | 0201 |
| | 02 | 心の健康を保ち、適切な精神医療につながるようにします | 0202 |
| | 03 | 医療保険を安定的に運営するとともに、区民が必要な医療を受けられるようにします | 0203 |
| 3 | 衛生—衛生的で快適な環境を整え、健康被害を防止します | | |
| | 01 | 感染症の発生や拡大を抑制します | 0301 |
| | 02 | 食品の安全を推進します | 0302 |
| | 03 | 医療と医薬品の安全を推進します | 0303 |
| | 04 | 生活環境の衛生を維持します | 0304 |
| 4 | 高齢者支援—高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるようにします | | |
| | 01 | 高齢者がサークル活動や就労の場を持ち、元気に生活できるようにします | 0401 |
| | 02 | 高齢者が介護を必要とせずに自立して生活できるようにします | 0402 |
| | 03 | 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします | 0403 |
| 5 | 障害者支援—障害者が地域社会の中でともに支えあう一員としていきいきと暮らせるようにします | | |
| | 01 | 障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します | 0501 |
| | 02 | 障害者が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援します | 0502 |
| | 03 | 発達が心配される児童一人ひとりの発達を支援します | 0503 |
| 6 | 子ども・家庭支援—安心して子どもを産み育てられるようにします | | |
| | 01 | 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます | 0601 |
| | 02 | 子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします | 0602 |
| | 03 | 仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます | 0603 |
| | 04 | 子どもの権利・利益を守り、子どもの健やかな育成が尊重されるようにします | 0604 |
| 7 | 低所得者支援—生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします | | |
| 01 | 生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにします | 0701 | |
| 8 | 地域福祉—支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします | | |
| | 01 | 福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるようにします | 0801 |
| | 02 | 支援が必要な高齢者等を地域で支えあうしくみをつくります | 0802 |

| 政策 | 施策 | 施策番号 | |
|----|---|---|------|
| 9 | 地域街づくり—区民と協働して地域の特性を活かした活力ある住みよい街をつくります | | |
| | 01 | 計画的な土地利用を進め、建築物等が地域と調和するようにします | 0901 |
| | 02 | 駅周辺等を、住み、働き、憩う、賑わいのある拠点とします | 0902 |
| | 03 | 地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます | 0903 |
| | 04 | 住生活の安定と向上を促進します | 0904 |
| | 05 | 地域を良好な住環境にします | 0905 |
| 10 | 防災・生活安全—災害や犯罪から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします | | |
| | 01 | 災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります | 1001 |
| | 02 | 災害に対しの確な対応と迅速な復旧ができる体制にします | 1002 |
| | 03 | 災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします | 1003 |
| | 04 | 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします | 1004 |
| | 05 | 正しい知識により賢い消費者の目を身につけ、安心して生活できるようにします | 1005 |
| 11 | 交通—安全かつ快適に移動できるまちにします | | |
| | 01 | 交通渋滞の解消と道路の適正な維持管理により、道路を安全かつ快適に通行できるようにします | 1101 |
| | 02 | 違法な駐車・駐輪を少なくします | 1102 |
| | 03 | 歩行者・自転車の安全通行の確保や啓発活動を進め、交通事故を少なくします | 1103 |
| | 04 | 踏切解消など都市基盤整備を進め、安全で利用しやすい公共交通を実現します | 1104 |
| 12 | 公園・水辺—多様な役割を持つ場として、地域の中に公園などの快適空間を整備します | | |
| | 01 | 区民ニーズや地域特性を踏まえた公園を整備し、多くの区民が利用できるようにします | 1201 |
| | 02 | 河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします | 1202 |
| 13 | 環境—人と自然が共存できる環境を守ります | | |
| | 01 | 環境活動団体等のネットワーク化を図るとともに環境活動の担い手を育成します | 1301 |
| | 02 | 豊かな自然を守り育てます | 1302 |
| | 03 | 良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします | 1303 |
| | 04 | 温室効果ガスを削減するため、省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進します | 1304 |
| | 05 | ごみのない、きれいで清潔なまちにします | 1305 |
| | 06 | 発生抑制を最優先にごみ減量に地域をあげて取り組めるようにします | 1306 |
| | 07 | 環境負荷の少ない適正なごみ処理体制を整えます | 1307 |
| 14 | 産業—産業を活性化させ、豊かな地域社会を形成します | | |
| | 01 | 新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します | 1401 |
| | 02 | 区内の事業所が安定的に経営できるようにします | 1402 |
| | 03 | 産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつくります | 1403 |
| | 04 | 区民のキャリアアップと就労を支援します | 1404 |

| 政策 | 施策 | 施策番号 |
|----|---|------|
| 15 | 観光—まちの魅力を高め、情報を広く発信し、多くの人で賑わうようにします | |
| | 01 観光資源を活かした賑わいのあるまちにします | 1501 |
| | 02 地域ならではのイベントにひかれ、多くの人で賑わうようにします | 1502 |
| 16 | 人権・平和・ユニバーサルデザイン—区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます | |
| | 01 すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします | 1601 |
| | 02 世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします | 1602 |
| | 03 すべての人にとって使いやすいデザインやしくみが随所に取り入れられるようにします | 1603 |
| 17 | 地域活動—区民の地域活動への参画のすすめ、住民が主人公となるいきいきとした地域づくりを進めます | |
| | 01 地域団体や市民活動団体等の活動が積極的に行われるようにします | 1701 |
| | 02 利用しやすい地域活動の拠点を提供します | 1702 |
| 18 | 文化・国際—地域に根差した文化と芸術を育み、多文化を理解する地域社会をつくります | |
| | 01 区民の文化・芸術への参加意欲を高め、地域文化・芸術を創造します | 1801 |
| | 02 お互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する地域社会をつくります | 1802 |
| 19 | 学校教育—子どもの基礎学力の向上を図り、自ら考え判断できる生きる力を育てます | |
| | 01 基礎的な学力の向上を図り、生きる力を身につけながら、社会に対応できる能力を育みます | 1901 |
| | 02 社会生活のルールを学び、悩みを解決する中で、心豊かな学校生活を送ることができるようにします | 1902 |
| | 03 運動を通じて体力を養い、心身ともに健康で健やかな体を育みます | 1903 |
| | 04 いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます | 1904 |
| 20 | 地域教育—学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります | |
| | 01 青少年のための活動機会を整え、活発に活動できるようにします | 2001 |
| | 02 学校・家庭・地域の連携により、豊かな教育環境をつくります | 2002 |
| | 03 家庭教育を支援し、親子がともに学び育ちあえるようにします | 2003 |
| 21 | 区民学習—生涯にわたり主体的に学習を続けられるようにします | |
| | 01 多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します | 2101 |
| | 02 多様な手段で、図書サービスを受けられるようにします | 2102 |
| 22 | スポーツ—生涯にわたりスポーツに親しめるようにします | |
| | 01 多様なスポーツの機会を提供します | 2201 |
| | 02 スポーツを支える基盤を整備します | 2202 |

葛飾区行政評価委員会の評価結果

| | | | |
|-----------|----------|-----|---------------|
| 評価対象事務事業名 | 骨粗しょう症検診 | 所管課 | 健康部 健康づくり課 |
|-----------|----------|-----|---------------|

| 項目 | | 提言内容 |
|--------|-----|---|
| 実績状況 | 成果 | <p>・要精密者率は減少傾向にあり、目標値を達成していることは評価できる。また受診者数も増加傾向にあることから、現状を踏まえ、より高い目標値を設定。</p> |
| | コスト | <p>・がし、</p> <p>評価表に記載されている過去3年間の指標及びコスト状況などの実績状況を踏まえ、総合的に評価し、具体的な内容を提言します。</p> |
| 今後の方向性 | | <p style="text-align: center;">改善</p> <p>【実施方法の工夫】</p> <p>・多くの区民に組みんでもらうこと。特に、国の指針に準って、65歳、70歳の女性に実施していくべきである。</p> <p>行政評価委員会が考える大まかな方向性を、「改善」「継続」「廃止」の評語から選択します。</p> |
| | | <p>・検診時に「骨粗しょう症予防」パンフレットを配布するだけでは、生活習慣の改善や健康意識の定着には不十分である。区民が日常の食生活や運動習慣等の生活習慣を見直すきっかけをつくり、より意識的に骨粗しょう症予防に取り組んでもらえるよう、骨粗しょう症に関する健康教育も併せて実施してはどうか。</p> <p>【超音波式測定器の導入】</p> <p>・区民の健康寿命の延伸を図るという当事業の目的に鑑みれば、持ち運び可能な超音波式測定器を導入し、区内で実施されるイベントや出張健康講座等で活用することは、区民の利便性の向上につながり、受診者数のさらなる増加に寄与すると考える。そのため、超音波式測定器の導入に向け、予算措置を講ずる。ただし、一定期間は現行の測定方法による検診も継続し、受診者数の増加に応じて、超音波式測定器に置き換えていく。</p> <p>実績状況や多角的視点による分析等を踏まえ、事務事業の今後の方向性や改善策について、具体的な内容を提言します。</p> <p>多くため、骨粗しょう症予防に関する内容をパンフレットやポスターなどに掲載するとともに、簡易的なパンフレットを作成し、まちかど健康相談や、健康に関心が高い方が多く集まるイベントで配布するなど、コストを抑えた効果的なPR方法を検討していくべきである。</p> |